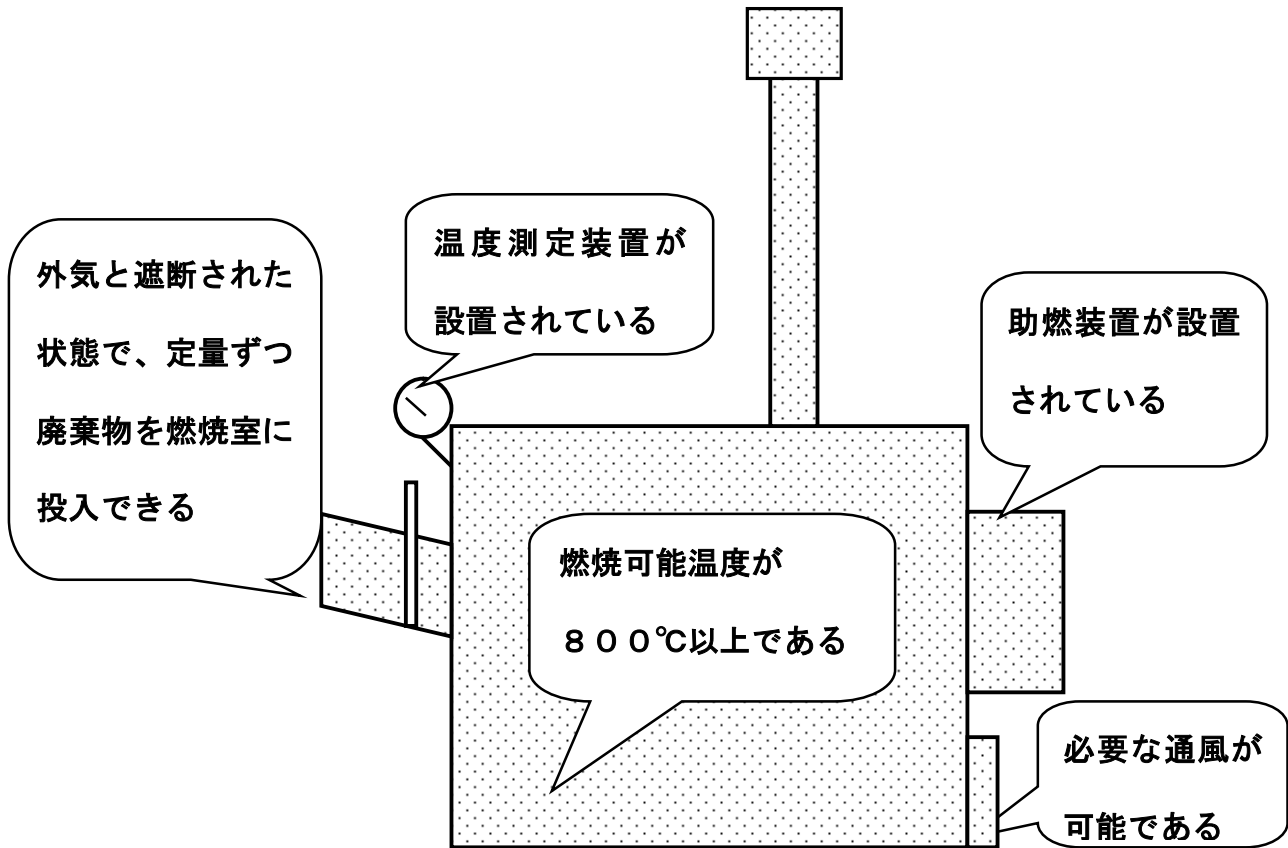


法定基準を満たさない焼却炉は使用禁止です！

下の図の構造基準及び焼却方法を満たさない焼却炉は全て使用できません。

※この基準は、家庭用・事業用いずれも満たさなければいけません。

※基準に適合している焼却炉でも、設置するのに届出・許可が必要な場合があります。



焼却炉の構造基準

焼却炉の焼却方法

- ・煙突以外に燃焼ガスを出さない。
- ・煙突から焼却灰・未燃物を飛散しない。
- ・煙突の先端から火炎又は黒煙（汚染度25%を超える）を排出しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号イ